

# 国土交通省関東運輸局 一般貸切旅客自動車運送事業の 運賃・料金制度について

平成26年3月26日より、  
一般貸切旅客自動車運送事業の  
新たな運賃・料金制度を公示しました

～新たな運賃・料金を公示した経緯～

国土交通省では、平成24年4月に発生した「関越道高速ツアーバス事故」にて浮き彫りとなった貸切バス市場の構造的な問題を改善すべく、平成24年7月に「貸切バス運賃・料金制度ワーキンググループ」を設置し、対応策を検討しました。その検討結果に基づき、安全確保のためのコストを計上した運賃・料金を算出し、公示しました。

～新制度のポイント～

## 1. 運賃について

- 車両の大きさによって金額が異なります。
- 上限額と下限額を設定し、その上限と下限の間で運賃を決定し收受します。
- 時間制運賃とキロ制運賃の【2種類を合算した運賃】を收受します。
- 時間制運賃には『点呼点検時間』として、  
【走行時間に2時間加えて】計算します。
- 時間制運賃は【最低3時間を設定】します。

→時間制運賃は【最低5時間】で計算します。

- キロ制運賃は【出庫から帰庫までの走行距離】で計算します。

## 2. 料金について

- 上限額と下限額を設定し、その上限と下限の間で料金を決定し收受します。
- 料金は必ず発生するわけではありません。料金を支払う基準に合致した場合に收受します。
- 交代運転者配置料金は、長距離・長時間・夜間運行等で安全を確保するために交代運転者を用意した場合に発生します。  
時間制料金とキロ制料金の【2種類を合算した料金】を收受します。
- 深夜早朝運行料金は、22:00～5:00の間に運行した場合、時間制運賃と交代運転者配置料金（時間制料金）の2割を上限として加算されます。
- 特殊車両割増運賃は、特殊な装備をした車両にて運行した場合、運賃の5割以内を上限として加算されます。



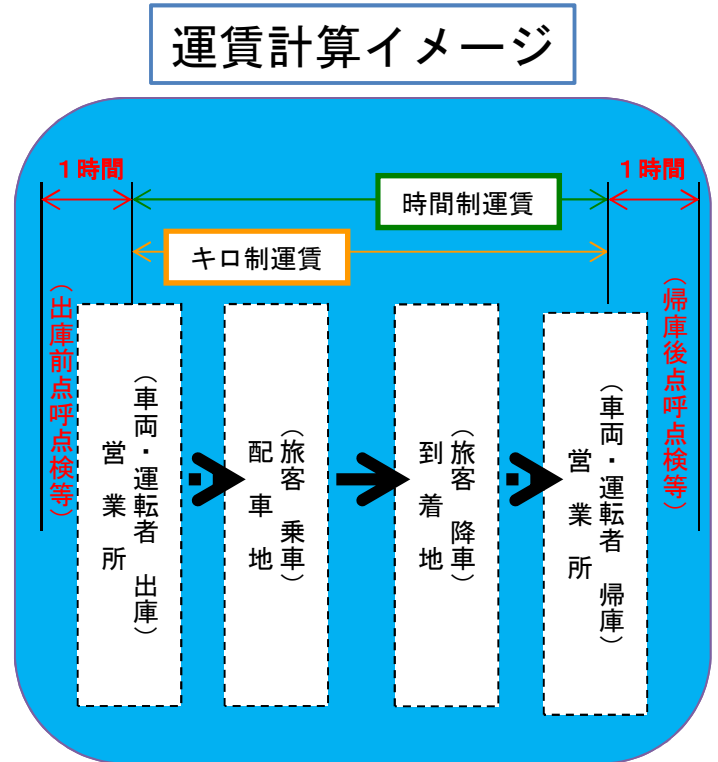
関東運輸局



一般貸切旅客自動車運送事業の変更命令の審査を必要としない  
運賃・料金の額の範囲

平成26年3月26日 国土交通省関東運輸局長公示

		上 限 額	下 限 額	
運	キロ制運賃 (1kmあたり)	大型車	170	120
		中型車	150	100
		小型車	120	80
賃	時間制運賃 (1時間あたり)	大型車	7,680	5,310
		中型車	6,480	4,490
		小型車	5,560	3,850
料	交替運転者配置料金	キロ制料金(1kmあたり)	40	30
		時間制料金(1hあたり)	3,080	2,130
金	深夜早朝運行料金	時間制運賃及び交替運転者配置料金(時間制料金)の2割以内		
	特殊車両割増料金	運賃の5割以内		



## 貸切バス運賃・料金計算例

運賃・料金例

・東京ー日光 日帰り 運賃・料金額  
181,267円 (消費税込み)

東京駅ー日光周遊 日帰り 大型車 1人乗務 (ワンマン)

- ・ 8:00出庫~8:30東京駅発~日光~18:55東京駅着~19:25帰庫 走行時間 11時間25分  
→ 運賃・料金算出時間 13時間 走行距離 400km
- ・ 運賃額 時間あたり運賃額×運賃・料金算出時間+キロあたり運賃額×走行距離  
@7,680(上限) × 13時間 + @170(上限) × 400km = 167,840円
- ・ 運賃額(税込み) 167,840 × 1.08 = 181,267円

運賃・料金例

・東京ー秋田 1泊2日 運賃・料金額  
608,860円 (消費税込み)

東京駅ー角館温泉(秋田県) 1泊2日 大型車 2人乗務 (ツーマン)

- ・ 1日目 8:00出庫~8:30東京駅発~19:00旅館着 走行時間 11時間  
→ 運賃・料金算出時間 13時間 走行距離 600km
- ・ 2日目 9:00旅館発~21:00東京駅着~21:30帰庫 走行時間 12時間30分  
→ 運賃・料金算出時間 15時間 走行距離 650km
- ・ 運賃額 時間あたり運賃額× 運賃算出時間 +キロあたり運賃額×走行距離  
@7,680(上限) × 28時間 + @170(上限) × 1250km = 427,520円
- ・ 交代運転者配置料金 時間あたり料金額×料金算出時間+キロあたり料金額×走行距離  
@3,080(上限) × 28時間 + @40(上限) × 1250km = 136,240円
- ・ 運賃・料金額(税込み) (427,520円 + 136,240円) × 1.08 = 608,860円  
(※乗務員の宿泊代、高速代等の実費は含まれていません)